

令和 3 年 5 月 日
消費者教育推進委員会決定

「消費者教育推進委員会」の検討内容の公開について（案）

記

1. 議事の公開

本委員会の議事については、会議の円滑な実施に影響が生じるものとして本委員会において非公開とすることが適当であると認める案件を検討する場合を除き、原則として公開するものとする。

2. 議事要旨の公開

本委員会の議事要旨を作成し、公開するものとする。

3. 資料の公開

資料については、委員会の円滑な実施に影響が生じるものとして本委員会において非公開とすることが適当であると認める資料を除き、公開するものとする。